

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

[illegible]

**Issue 590・2018/07/10～2018/07/16**

## 目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

## 一、最新中国法令

- 全国人民代表大会常务委员会关于全面加强生态环境保护 依法推动打好污染防治攻坚战的决定..... 2
- 财政部、国家税务总局关于延长高新技术企业和科技型中小企业亏损结转年限的通知.. 2
- 上海市贯彻落实国家进一步扩大开放重大举措加快建立开放型经济新体制行动方案.. 3
- 上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法（修订）..... 4

## 二、最新资讯

- 《企业名称登记管理条例》公开征求意见... 5

### 三、里兆解读

- 无固定期限劳动合同签订与调整时的几个问题（连载之一/共二篇）..... 5

#### 四、近期热点话题..... 8

## 目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

## 一、最新中国法令

- 生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止  
攻略戦を法に依拠し戦い抜くことに関する全国  
人民代表大会常務委員会による決議…………… 2
- ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損  
繰越年数延長に関する財政部、国家税務総  
局による通知…………… 2
- 上海市において対外開放をさらに拡大するため  
の国の重大措置を貫徹し、開放型経済の新体  
制構築を加速化させるための行動方案…………… 3
- 上海市多国籍会社地域本部の発展を奨励す  
るための特別資金使用・管理弁法(改正)…………… 4

## 二、新着情報

- 「企業名称登記管理条例」がパブリックコメントを募集している..... 5

### 三、里兆解説

- 無固定期間労働契約の締結及び調整における複数問題に関して(連載の一/全二回)..... 5

四、トピックス..... 8

## 一、最新中国法令

- 全国人民代表大会常务委员会关于全面加强生态环境保护 依法推动打好污染防治攻坚战的决定

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布日期】2018-07-10

【内容提要】该决议提出“建立健全最严格最严密的生态环境保护法律制度”等五方面要求。

- 加快制定土壤污染防治法，加快固体废物污染环境防治法等法律的修改工作，进一步完善大气、水等污染防治法律制度，建立健全覆盖水、气、声、渣、光等各种环境污染要素的法律规范。
- 推动企业主动承担全面履行保护环境、防治污染的主体责任，落实污染者必须依法承担责任的原则；加快建立健全生态环境保护行政执法和刑事司法衔接机制，完善生态环境保护领域民事、行政公益诉讼制度等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-07/10/content\\_2057945.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-07/10/content_2057945.htm)

- 财政部、国家税务总局关于延长高新技术企业  
和科技型中小企业亏损结转年限的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2018〕76号

【发布日期】2018-07-11

【实施日期】2018-01-01

【内容提要】自2018年01月01日起，当年具备高新技术企业或科技型中小企业资格的企业，其具备资格年度之前5个年度发生的尚未弥补完的亏损，准予结转以后年度弥补，最长结转年限由5年延长至10年。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578182/content.html>

## 一、最新中国法令

- 生态环境部关于全面加强生态环境保护 依法推动打好污染防治攻坚战的决定

【发布机关】全国人民代表大会常务委员会

【发布日期】2018-07-10

【概要】本决议では、「最も厳格で最も厳密な生态环境保护法律制度を構築し整備する」などの5つの方面から要求を掲げている。

- 土壤污染防治法の制定を加速化させ、固体废物污染环境防治法などの法律の改正作業を加速化させ、大気、水などの污染防治法律制度をさらに整備し、水、大気、声、くず、光などの各種環境汚染要素を網羅する法律規範を構築し整備する。
- 企業が自発的に環境保護、污染防治の主体责任を全面的に履行し、汚染者が法に依拠し責任を負うという原則を推進する。生态环境保護行政法執行と刑事司法の連携メカニズムの構築を加速化させ、生态环境保護分野における民事、行政公益訴訟制度などを整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-07/10/content\\_2057945.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-07/10/content_2057945.htm)

- ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損繰越年数延長に関する財政部、国家税務総局による通知

【发布机关】財政部、国家税務総局

【发布番号】財稅〔2018〕76号

【发布日期】2018-07-11

【实施日期】2018-01-01

【概要】2018年1月1日から、当年度にハイテク企業及び科学技術型中小企業の資格を有する企業は、資格を具備した年度の5年前までに発生した補填し切れていない欠損について、以後の年度に繰越し補填することを認め、繰越期間を最長でこれまでの5年から10年に延長する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578182/content.html>

● 上海市贯彻落实国家进一步扩大开放重大举措加快建立开放型经济新体制行动方案

【发布单位】上海市人民政府

【发布日期】2018-07-11

【内容提要】该方案聚焦金融业开放合作、构筑更加开放的产业体系、建设知识产权保护高地、打造进口促进新平台、创造一流营商环境等 5 个方面，提出 100 条开放举措。

| 金融业开放合作（32 条）                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>对国家宣布的开放措施进行具体展开。比如，“取消在沪银行和金融资产管理公司外资持股比例限制，支持外国银行在沪同时设立分行和子行”。</li> <li>对部分开放部署，提出先行先试。比如，对国家明确的三年后不再对人身险公司的外资持股比例设限，表述为“争取 3 年内取消外资人身险公司持股比例限制”。</li> <li>突出上海的金融要素市场和自由贸易账户等优势。比如，“支持境外企业和投资者参与上海证券市场，修改完善发行上市等规则”等。</li> </ul> |
| 构筑更加开放的产业体系（17 条）                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>体现上海开放的先发优势。比如，“争取外资新能源汽车项目落地”，“按照国家部署加快取消汽车行业外资股比限制以及整车厂合资数量等的限制”。</li> <li>体现上海服务业多层次开放优势。提出了投资性公司、培训机构、增值电信、工程设计、法律服务、人才中介、国际运输等领域的开放举措。</li> <li>体现国际产业发展的新趋势。重点探索国内需要的重点技术领域维修和再制造，以及保税维修监管新模式等。</li> </ul>                    |
| 建设知识产权保护高地（15 条）                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>提高知识产权保护的有效性。比如，“统一犯罪认定标准，加强知识产权刑事自诉案件审判”，开展“清风”、“龙腾”等专项行动等。</li> <li>强化知识产权海外维权能力。比如，建设国际贸易知识产权海外维权基地，设立商标海外维权保护办公室等。</li> <li>提升知识产权服务功能。比如，加强商标马德里国际注册窗口服务能力、建成中国（上海）自贸区版权服务中心等。</li> </ul>                                      |

● 上海市において対外開放をさらに拡大するための国の重大措置を貫徹し、開放型経済の新体制構築を加速化させるための行動方案

【発布機関】上海市人民政府

【発布日】2018-07-11

【概要】本方案では、金融業開放の協力、さらに開放された産業体系の構築、知的財産権保護のための重要拠点の構築、輸入を促進させるための新たな基盤の構築、最高水準のビジネス環境の創出などの 5 つの方面に絞って、100 条の開放措置を打ち出している。

| 金融業開放の協力（32 条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国が宣言した対外開放措置を具現化する。例えば、「上海における銀行及び金融資産管理会社の外資持分比率制限を廃止し、外国銀行が上海で支店及び現法を同時に設立することを認める」。</li> <li>一部の開放措置を他地域に先駆けて試行すると提起する。例えば、国が明確にしている 3 年後生命保険会社に対して外資持分比率制限を設けないことを「外資系生命保険会社に対する持分比率制限を 3 年以内に廃止することを目指す」ことに変更する。</li> <li>金融要素市場及び自由貿易口座などにおける上海の強みを強調する。例えば、「海外企業及び投資者が上海証券市場に参加することを支持し、発行・上場などの規則を修正し整備する」など。</li> </ul> |
| さらに開放された産業体系の構築（17 条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>上海の対外開放における先行優位を示す。例えば、「外資系新エネルギー車プロジェクトの実現を目指す」、「国の手配に従い、自動車業種における外資持分比率制限及び完成車工場の合併数量などの制限の廃止を加速化させる」。</li> <li>上海におけるサービス業の多層的な対外開放の優位性を示す。投資性会社、研修機関、付加価値電信、エンジニアリング設計、リーガルサービス、人材仲介、国際輸送などの分野における対外開放措置を打ち出している。</li> <li>産業の国際化に向けた新たな方向性を示す。国内で必要とされる重点技術分野の補修及び再製造、並びに保税補修に対する監督管理の新模式などを重点的に模索する。</li> </ul>            |
| 知的財産権保護のための重要拠点の構築（15 条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権保護の有効性を向上させる。例えば、「犯罪認定基準を統一し、知的財産権刑事訴訟における親告案件の審判を強化し」、「清風」及び「竜騰」などといった知的財産権保護特別活動などを展開する。</li> <li>知的財産権の海外での権益保護能力を強化する。例えば、国際貿易知的財産権海外権益保護拠点を構築し、商標海外権益保護事務局を設立するなど。</li> <li>知的財産権に対する対応取扱能力を向上させる。例えば、商標マドリッド国際登録窓口の対応取扱能力を強化し、中国（上海）自由貿易試験区著作権サービスセンターを設立するなど。</li> </ul>                                             |

| 打造进口促进新平台（26 条）                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在服务国家战略中争取先行先试。利用办好中国国际进口博览会契机，推动海关事务担保方式创新、保税展示展销常态化运行等。</li> <li>▪ 体现上海口岸贸易特色和优势。集中在药品、医疗器械、化妆品等进口，以及宝玉石交易、跨境电商等领域。</li> <li>▪ 协同推进货物贸易和服务贸易便利化。结合跨境贸易营商环境改革，提出“通关+物流”功能，完善启运港退税。在服务贸易方面提出融资租赁异地委托监管等政策。</li> </ul> |
| 创造一流营商环境（10 条）                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 重点突出上海在外商投资负面清单管理、审批服务“一网通办”、“证照分离”等营商环境改革领域的特色，深化推进营商环境改革专项行动。                                                                                                                                                                                                |

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://app.why.com.cn/epaper/webpc/qnb/html/2018-07/11/content\\_64313.html](http://app.why.com.cn/epaper/webpc/qnb/html/2018-07/11/content_64313.html)

● 上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金使用和管理办法（修订）

【发布单位】上海市商务委员会、上海市财政局  
 【发布文号】沪商外资〔2018〕190 号  
 【发布日期】2018-07-10  
 【实施日期】2018-08-01（有效期五年）  
 【内容提要】符合条件的在沪跨国公司地区总部和外资研发中心可获得开办资助、租房资助、奖励等。此次修改内容包括：

- 增加“外资研发中心”作为支持对象。
- 对地区总部获得资助/奖励，增加了“实缴注册资本”的条件。
- 部分资助/奖励（地区总部年营业额首次超过 10 亿元人民币的奖励、对在沪跨国公司地区总部提升能级的资助），金额降低。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.scofcom.gov.cn/wgtzql/244673.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

| 輸入を促進するための新たな基盤の構築（26 条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <u>国家奉仕戦略において他地域に先駆けて試行することを目指す。</u>中国国際輸入博覧会を契機として、税関業務の担保方式刷新を推進し、保税展示・展示即売を常時行うなど。</li> <li>▪ <u>上海通関地における貿易の特色と優位性を示す。</u>薬品、医療器械、化粧品などの輸入、及び宝玉石取引、クロスボーダー電商取引などの分野に集中する。</li> <li>▪ <u>物品貿易及びサービス貿易の利便化を共同で推進する。</u>クロスボーダー貿易のビジネス環境改革を踏まえて、「通関+物流」機能を唱え、積出港の税金還付制度を整備する。サービス貿易方面では、ファイナンスリースに対する監督管理を他地域に委託するなどの政策を打ち出している。</li> </ul> |
| 最高水準のビジネス環境の創出（10 条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 外商投資ネガティブリスト管理、審査許可手続きの「オンライン化・ワンストップ化」、「証書・許可証分離」などのビジネス環境改革における上海の特色を重点的に示し、ビジネス環境改革特別行動を推進していくとしている。                                                                                                                                                                                                                                                                               |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://app.why.com.cn/epaper/webpc/qnb/html/2018-07/11/content\\_64313.html](http://app.why.com.cn/epaper/webpc/qnb/html/2018-07/11/content_64313.html)

● 上海市多国籍会社地域本部の発展を奨励するための特別資金使用・管理弁法（改正）

【発布機関】上海市商務委員会、上海市財政局  
 【発布番号】滬商外資〔2018〕190 号  
 【発 布 日】2018-07-10  
 【実 施 日】2018-08-01（有効期間 5 年）  
 【概 要】条件に適合する上海の多国籍会社地域本部及び外資系研究開発センターは、設立助成金、家賃賃借助成金、奨励金などを取得することができる。今般の改正内容は以下の内容を含む。

- 「外資系研究開発センター」を助成対象として追加した。
- 地域本部が助成金、奨励金を取得するための条件として、「登録資本金払込済」を追加した。
- 一部の助成金、奨励金（地域本部の年間売上高が初めて 10 億元を超えた場合の奨励金、上海の多国籍会社地域本部の規模向上に対する助成金）について、金額を引き下げた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.scofcom.gov.cn/wgtzql/244673.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

### ● 《企业名称登记管理条例》公开征求意见

日前，国家市场监督管理总局起草了《企业名称登记管理条例（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见（截止日期为 2018 年 08 月 08 日）。

该征求意见稿共 6 章 41 条，涵盖名称基本规范、登记程序、名称使用、监督管理等内容。其中包括：

- 使用境外出资人字号的外商独资企业、外方控股的外商投资企业，可以在名称中间使用“（中国）”字词。
- 企业名称不得含有外国国家（地区）名称、国际组织名称及其通用简称、特定称谓。
- 境外企业的分支机构应当在其名称中标明该境外企业的国籍及责任形式。

（里兆律师事务所 2018 年 07 月 13 日编写）

## 二、新着情報

### ● 「企业名称登记管理条例」がパブリックコメントを募集している

先頃、国家市場監督管理総局が、「企业名称登记管理条例（意見募集案）」を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は 2018 年 8 月 8 日である）。

本意見募集案は計 6 章 41 条から成り、名称の基本ルール、登記手続き、名称使用、監督管理などの内容が含まれる。そのうち、以下の内容が含まれる。

- 海外出資者の屋号を使用する外商独資企業、外国側が支配株主である外商投資企業は、名称において「（中国）」という文字を使用することができる。
- 企業名称に外国国家（地区）の名称、国際組織名称及びその通称、特定名称が含まれていてはならない。
- 海外企業の分支機構はその名称において当該海外企業の国籍及び責任形式を明記していなければならない。

（里兆法律事務所が 2018 年 7 月 13 日付で作成）

## 三、里兆解説

### ● 无固定期限劳动合同签订与调整时的几个问题（连载之一/共二篇）

《劳动合同法》所规定的无固定期限劳动合同以及劳动合同书面变更制度给企业人事管理带来了僵化的后果，严重影响了企业经营效率以及对员工激励，且在实务操作中，企业解决这些问题的方法也十分有限，操作上也存在较多难度，我们现就无固定期限劳动合同签订与调整时几个疑难问题分析并探讨如下：

#### 一、无固定期限劳动合同签订时的几个问题

##### 1. 强制签订的情形

根据《劳动合同法》第 14 条规定，强制签订无固定期限劳动合同的情形有：

- 1) 员工在公司连续工作满十年，员工提出/同意续订劳动合同；
- 2) 连续订立二次固定期限劳动合同，且员工没有《劳动合同法》第三十九条和第四十条第一项、第二项规定的情形，续订劳动合同的，员工提出/同意续订劳动合同；
- 3) 公司初次实行劳动合同制度或者国有企业改制重新订立劳动合同时，员工在公司连

### ● 無固定期間労働契約の締結及び調整における複数問題に関して（連載の一/全二回）

「労働契約法」に定める無固定期間労働契約及び労働契約の書面変更制度が原因で、企業の人事管理では柔軟性に欠けており、企業の経営効率及び従業員への奨励に大きな影響を与えた。また実務取扱において、企業がこれらの問題を解消する方法にも限りがあり、取扱上の難点もやや多い。よって、本稿では、無固定期間労働契約の締結及び調整における複数の難題を分析し、検討する。

#### 一、無固定期間労働契約の締結における複数問題

##### 1. 締結を強制される状況

「労働契約法」第 14 条によると、無固定期間労働契約の締結を強制される状況は以下の通りである。

- 1) 従業員が会社で勤続満 10 年以上であり、しかも労働契約の更新を申し出たか、又は更新に同意した場合。
- 2) 固定期間労働契約を連続して 2 回締結しており、且つ従業員に「労働契約法」第三十九条及び第四十条第一号、第二号規定の状況がなく、従業員が労働契約の更新を申し出たか又は更新に同意した場合。
- 3) 会社が初めて労働契約制度を実施し、又は国有企業を再編して労働契約を新たに締結する

续工作满十年且距法定退休年龄不足十年，员工提出/同意续订劳动合同。

時に、従業員が会社で勤続満10年以上、且つ法定の定年退職年齢まで残り10年未満であり、従業員が労働契約の更新を申し出たか又は更新に同意した場合。

#### 特别注意事项:

- 1) 连续订立二次固定期限劳动合同后，员工提出续签无固定期限劳动合同，企业是否有权选择不续订：

- 北京地区、江苏地区、广东地区等全国绝大部分地区，员工连续订立二次固定期限劳动合同后，且员工没有《劳动合同法》第三十九条和第四十条第一项、第二项规定的情形，只要员工提出/同意续订劳动合同，就需要强制企业与之签订无固定期限劳动合同，企业无选择权；

- 上海地区并不一样，在上海地区，即使员工连续订立二次固定期限劳动合同，企业仍然有权选择到期终止劳动合同不续签。

- 2) 劳动合同期限届满后的法定延期（如因医疗期、“三期”而延期等）是否计入“连续十年”：

- 上海地区，根据【沪高法[2009]73号】《关于适用劳动合同法若干问题的意见》第四条之规定，认为法定延期只是为了照顾员工的特殊情况，对合同终止时间进行了相应的延长，而非不得终止，不应将该期限计入“连续十年”，导致无固定期限劳动合同的后果，因此，法定的延期消失时，合同当然终止；

- 江苏地区，根据【苏高法审委[2009]47号】《关于审理劳动争议案件的指导意见》第9条，劳动合同期限届满后，因法定延期事由致使员工连续工作满十年，员工提出订立无固定期限劳动合同的，应予支持；

- 广东地区，根据【粤高法[2012]284号】《广东省高级人民法院、广东省劳动人事争议仲裁委员会关于审理劳动人事争议案件若干问题的座谈会纪要》第18条规定，劳动合同期限届满后，因法定延期事由致使员工连续工作满十年，员工提出签订无固定期限劳动合同的，应予支持。

#### 特に注意すべき事項:

- 1) 固定期間労働契約を連続して2回締結した後、従業員は無固定期間労働契約の更新を申し出た場合、企業には更新しないという選択権があるのか。

- 北京、江蘇、広東などの全国ほとんどの地域では、従業員が固定期間労働契約を2回連続して締結し、且つ従業員に「労働契約法」第三十九条及び第四十条第一号、第二号規定の状況がない場合、従業員が労働契約の更新を申し出たか、又は更新に同意すれば、企業が従業員と無固定期間労働契約を締結しなければならない、企業には選択権はない。

- 上海はこれらと違い、従業員が固定期間労働契約を2回連続して締結したとしても、企業は労働契約を更新せずに、期間満了をもって終了することを選択できる。

- 2) 労働契約期限満了後の法定延期期間（例えば、医療期間、「三期」により延期となる場合等）を「勤続10年」に計上すべきなのか。

- 上海においては、【滬高法[2009]73号】「労働契約法適用の若干問題に関する意見」第四条の規定により、法定延期はあくまでも従業員の特別な状況を配慮し、契約終了時間を相応に延長したことに過ぎず、契約を終了できないというわけではなく、当該期間を「連続10年」に計上することによって無固定期間労働契約の締結になるわけにはいかない。よって、法定の延期事由が消滅した場合、当然契約も終了することになる。

- 江蘇においては、【蘇高法審委[2009]47号】「労働紛争事案審理に関する指導意見」第9条によれば、労働契約期限満了後、法定延期事由により従業員が勤続満10年となり、従業員が無固定期間労働契約の締結を申し出た場合、これを支持しなければならない。

- 広東においては、【粤高法[2012]284号】「労働人事紛争事案審理の若干問題に関する広東省高级人民法院、広東省労働人事紛争仲裁委員会の座談会紀要」第18条によれば、労働契約期限満了後、法定延期事由により従業員が勤続満10年となり、従業員が無固定期間労働契約の締結を申し出た場合、これを支持しなければならない。

## 2. 規避行為难以发挥实效

- 1) 延长原劳动合同期限——规避“连续订立二次固定期限劳动合同”——效果受到时间限制

## 2. 回避行為はなかなか実効がない

- 1) もとの労働契約期限を延長——「固定期間労働契約の2回連続締結」を回避——という対策の効果は時間的制約を受ける

例如，根据《江苏省劳动合同条例》第 17 条，“用人单位与劳动者协商延长劳动合同期限，累计超过六个月的，视为双方连续订立劳动合同”，因此，原则上，延长原劳动合同期限，仅在 6 个月内可以规避“连续订立二次固定期限劳动合同”，超过 6 个月，将直接视为“连续订立二次固定期限劳动合同”。

- 2) 在与员工签订合同时变换公司名称，或注销原公司、设立新公司，由新公司与员工重新签订劳动合同，但新公司经营内容与员工的工作地点、工作内容没有实质性变化——规避“连续订立二次固定期限劳动合同”——总体上，持否定态度

江苏地区，没有明确的规定，但从北京地区<sup>1</sup>、广东地区<sup>2</sup>的司法意见来看，总体上，持否定态度，不推荐此类规避行为。

例えば、「江蘇省労働契約条例」第 17 条では、「使用者と労働者が協議の上、労働契約期限の延長に合意し、その期間が累計して 6 ヶ月を超えた場合、双方は連続して労働契約を締結したとみなす」と規定している。従い、原則上、もとの労働契約期限の延長は、6 ヶ月以内のみの場合、「固定期間労働契約の 2 回連続締結」を回避できるが、一旦 6 ヶ月を超えた場合は、直接「固定期間労働契約の 2 回連続締結」とみなされてしまう。

- 2) 従業員と契約する時、会社名を変更したり、あるいは旧会社を抹消し新会社を設立したりして、新会社が従業員と新たに労働契約を締結するが、新会社の経営内容及び従業員の勤務場所、勤務内容に実質的な変化がない——「固定期間労働契約の 2 回連続締結」を回避——といった対策は、全体的にみて、否定的な態度である

江蘇では明確な規定がないものの、北京<sup>1</sup>、広東<sup>2</sup>における司法意見からみる限り、全体的にみて否定的な態度であり、このような回避行為を推奨しない。

<sup>1</sup> 《北京市高级人民法院、北京市劳动争议仲裁委员会关于劳动争议案件法律适用问题研讨会会议纪要（二）》

37、对用人单位存在规避签订无固定期限劳动合同和连续计算工作年限的情况，如何处理？

用人单位存在规避《劳动合同法》第十四条规定的下列行为，劳动者订立固定期限劳动合同和工作年限的次数仍应连续计算：

（一）为减少计算劳动者的工龄，迫使劳动者与其解除或终止劳动合同后重新与其签订劳动合同的；

（二）通过设立关联用人单位，在与劳动者签订合同时交替变换用人单位名称的；

（三）仅就劳动合同的终止期限进行变更，用人单位无法做出合理解释的；

（四）采取注销原单位、设立新单位的方式，将劳动者重新招用到新单位，且单位经营内容与劳动者的工作地点、工作内容均没有实质性变化的；

（五）其他明显违反诚信和公平原则的规避行为。

<sup>1</sup> 「北京市高級人民法院、北京市労働紛争仲裁委員会による労働紛争事案の法律適用問題に関する討論会議事録（二）」

37、使用者には無固定期間労働契約の締結及び勤続年数の連続計算を回避する状況がある場合、どのように処理するのか？

使用者は「労働契約法」第十四条に規定する以下の行為を回避する場合、労働者が締結した固定期間労働契約及び勤続年数の回数をなおも連続して計算しなければならない。

（一）労働者の勤続年数を少なめに計算するために、労働者との労働契約を解除又は終了してから労働契約を新たに締結するように労働者を強制する。

（二）関連会社を設立することによって、労働者と契約する都度使用者名称を替える。

（三）労働契約の終了期間のみを変更し、使用者が合理的に解釈することができない。

（四）旧組織を抹消し新組織を設立するという方法により、改めて労働者を新組織へ招へいし、且つ組織の経営内容及び労働者の勤務場所、勤務内容のいずれも実質的な変化がない場合。

（五）その他誠実と公平原則に著しく反する回避行為。

<sup>2</sup> 《广东省高级人民法院、广东省劳动争议仲裁委员会关于适用劳动争议调解仲裁法、劳动合同法若干问题的指导意见》

第二十二條 用人单位恶意规避《劳动合同法》第十四条的下列行为，应认定为无效行为，劳动者的工作年限和订立固定期限劳动合同的次数仍应连续计算：

（一）为使劳动者“工龄归零”，迫使劳动者辞职后重新与其签订劳动合同的；

（二）通过设立关联企业，在与劳动者签订合同时交替变换用人单位名称的；

（三）通过非法劳务派遣的；

（四）其他明显违反诚信和公平原则的规避行为。

《劳动合同法》实施前，用人单位已按国家和省有关主辅分离辅业改制、劣势企业关闭退出和富余人员安置等规定，办理了解除劳动合同手续并依法支付经济补偿金的，工作年限不连续计算。

<sup>2</sup> 「労働紛争調停仲裁法、労働契約法の適用に伴う若干問題に関する広東省高級人民法院、広東省労働紛争仲裁委員会による指導意見」

第二十二條 使用者が「労働契約法」第十四条に定める以下の行為を悪意に回避する場合、無効行為と認定するものとし、労働者の勤続年数及び締結した固定期間労働契約の回数を連続して計算しなければならない。

（一）労働者の「勤続年数をゼロにする」ために、労働者を辞職させてから、労働契約を新たに締結することを強制する。

（二）関連企業を設立することによって、労働者と契約する都度使用者名称を替える。

（三）不法な劳务派遣を通じる。

（四）その他誠実・公平原則に著しく反する回避行為。

「労働契約法」実施前、使用者は本業と副業の徹底した分離、副業の所有制改革、劣位企業の閉鎖撤退、及び余剰人員の手配などに關する国又は省の規定に基づき、労働契約解除手続を行い、かつ法により経済補償金を支払っている場合、勤続年数は連続して計算しない。

### 3. 避免的出路在是否续签第二次固定期限劳动合同

在上海地区以外的大部分地区，无固定期限劳动合同的相关签订政策是非常严格的，有关规避行为一般也难以发挥实效，如常见的强制签订条件“员工连续订立二次固定期限劳动合同”来看，如果要避免与员工签订无固定期限合同，只能在“第二次固定期限劳动合同”续签时，对员工认真考察，谨慎决策是否续签“第二次固定期限劳动合同”，否则，一旦续签了“第二次固定期限劳动合同”，即某种程度上意味着在第三次及以后必然是无固定期限劳动合同。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将介绍“二、无固定期限劳动合同调整（职务/薪酬等）时的几个问题”。敬请关注。

（里兆律师事务所 2018 年 07 月 13 日编写）

## 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 环保风暴、土地利用新规划下的未雨绸缪
- 个人信息安全规范与企业合规管理

### 3. 回避のポイントは二回目の固定期間労働契約を更新するかどうかにある

上海以外のほとんどの地域では、無固定期間労働契約の締結に係る政策は非常に厳しいものであり、通常、回避行為もなかなか実効を発揮できない。例えば、よく見られる締結強制条件である「従業員が固定期間労働契約を2回連続して締結した」ことからみて、従業員との無固定期間労働契約の締結を回避するためには、「二回目の固定期間労働契約」の更新の時、従業員に対する評価を真剣に行い、「二回目の固定期間労働契約」を更新するかどうかを慎重に決めるしかない。さもなければ、「二回目の固定期間労働契約」を更新すると、ある意味では即ち、三回目以降はかならず無固定期間労働契約になってしまう。

紙面に限りがあることから、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「無期労働契約の調整（職務/報酬など）にあたってのいくつかの問題」について、引き続き紹介する。

（里兆法律事務所が 2018 年 7 月 13 日付で作成）

## 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 環境保護政策の圧力、土地利用新計画に対する事前の備え
- 個人情報セキュリティ規範化と企業のコンプライアンス管理